

## 前漢末における羲和の設置について

吉野, 賢一  
九州大学大学院人文科学府

<https://doi.org/10.15017/25806>

---

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 31, pp.44-66, 2003-04-30. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

## 前漢末における羲和の設置について

吉野賢一

### 問題の所在

表題に見える羲和とは、『漢書』卷二二平帝紀元始元年の条に（以下、特に断らない限り出典はすべて『漢書』である）、

二月、置羲和官、秩二千石。外史・閭師、秩六百石。班教化、禁淫祀、放鄭聲。

とあるように、元始元（後一）年に新設され、「教化を班つ」ことを職掌とした官である。これは『尚書』卷二虞書堯典に、

乃命羲和、欽若昊天。歷象日月星辰、敬授人時。分命羲仲、宅嵎夷日暘谷。寅賓出日、平秩東作。日中星鳥、以殷仲春。厥民析、鳥獸孳尾。申命羲叔、宅南交。平秩南訛、敬效。日永星火、以正仲夏。厥民因、鳥獸希革。分命和仲、宅西日昧谷。寅饒納日、平秩西成。宵中星虛、以殷仲秋。厥民夷、鳥獸毛毳。申命和叔、宅朔方日幽都。平在朔易。日短星昴、以正仲冬。厥民隩、鳥獸氄毛。帝曰、咨、汝羲暨和、期三百有六旬有六日、以閏月定四時成歲。允釐百工、庶績咸熙。

とあり、また百官公卿表（卷一九）の應劭注に、

堯命四子分掌四時之教化也。

とあるように、堯代、四時を以て庶民に農事を教え授けていた「義・和（＝四子）」に淵源する官である。「教化を班つ」という右に現れた義和の職掌は、その精神を受け継いでいたものと考えられる。

こうした性格を持つ官に、当時就官していたのが儒学者として史上著名な劉歆である。従来、彼の前漢末における活動は、その学術的知識・能力を以て王莽の改革や纂奪を補佐したと理解されてきた<sup>1)</sup>が、その一方で彼の就いていたこの義和の実態、および彼がこの官に就いたことが当時いかなる意味を持っていたのか等については、ほとんど具体的に考究されることなく今日に至っている。そうした考究を妨げる第一の要因は、前漢末の義和に関する史料の少なさにあつたが、近年、甘肅省敦煌懸泉置遺跡より発見された「使者和中所督察詔書四時月令五十條」（以下、「月令詔條」と略記）は、これまで不明確であつたこの点の解明に資することが大きい史料である<sup>2)</sup>。例えば、「月令詔條」に見える春の月令の後には、

義和臣秀、義中臣充等對曰、盡力奉行。

とあり、義和と義中による春の月令の執行が宣誓がなされており、また夏の月令の後には、

義和臣秀、義叔臣誦等對曰、盡力奉行。

とあり、義和と義叔による夏の月令の執行が宣誓がなされている。さらに秋と冬の月令の後にも同じように「義和臣秀」と「和中臣普（秋）」や「和叔臣晏（冬）」らによる宣誓がなされている。これらの記述は、堯代の「義・和」と同じく前漢末の義和も「四時を司る」ことを通じて教化を行うという役割を担っていたことを明確に示しているといえよう。

以上のように見てくると、この官は前漢末に極めて重要な役割を担った官であつたことが想定されてくるが、今回発見された「月令詔條」を逐条的に読み解いていくと、そこには右の「四時を司る」という役割を持ったという大まかな理解にとどまらない、当時の義和が果たしていた具体的役割がどのようなものであつたかが生々と描写されていることがわかる。よって、本稿で筆者は、こうした性格を持つ一次史料としての「月令詔條」を検討することを通じて、前漢末の義和が掌っていた具体的職掌を根本に立ち返って明らかにしようと思う。また、劉歆がこの官に就くことを通じて

何を指していたのかという点を明らかにし、さらに、それを明堂造営に象徴される礼制改革との関連で追究し、以て前漢末における義和設置の歴史的意義を明らかにしようと思う。

## 一 「月令詔條」中における義和の役割について

本節では、「月令詔條」の検討を通じて前漢末において義和の担っていた役割を明らかにする。「月令詔條」は、『敦煌懸泉置月令詔條』の釈文によれば、全てで101行よりなる壁書であるが、その主な構成は、「太皇太后の詔文（17行）、四時月令（882行）、王莽による上奏文（8390行）、太皇太后の裁可（91行）、裁可された後の詔書下達経路（9299行）、「使者和中所督察詔書四時月令五十條」の標題（1009101行）」よりなる。（以下、本論文中にて引用する「月令詔條」は、中國文物研究所・甘肅省文物考古研究所編の『敦煌懸泉置月令詔條』に収録された釈文に拠る。）

「月令詔條」は、

元始五年甲子朔丁丑、和中普使下部郡太守、承書從事下當用者、如詔書、書到言。

とあるように（「月令詔條」67行目）、元始五年の五月に地方へと向けて発せられた詔書であり、その目的とするところは月令に基づく政治を地方官に徹底させることにあつた。同時に、標題に「所督察詔書」とあることから、月令の徹底を監査するための規定としても利用されていたと想定される。また、王莽傳（卷九九）元始五年の条に、

増法五十條、犯者徙之西海。徙者以千萬數。民始怨矣。

とあり、元始五年に公布されたと考えられる法があること、この法の条数が「月令詔條」のそれと一致することより、「月令詔條」はこの王莽傳の記事に記された「法五十條」と同一のものと考えられる。

この「増法五十條」の直前に王莽は、羌族より献ぜられた土地を西海郡として置くことを上奏しこれを裁可させている。「五十條」の法を犯し、西海郡に流された者は「以千萬數」とあるように多くの数にのぼり、また「民始怨矣」と

あることから、「月令詔條」は庶民の生活にも直接的に影響を与え、当時にあつては彼らの反発を招くことにも繋がりにかねない法であつたことが想定される。このことは「月令詔條」の孟春令の中（「月令詔條」、9行目）に、

・禁止伐木。・謂大小之木皆不得伐也、盡八月。草木零落、乃得伐其當伐者。

（因みに文中の「・」は「月令詔條」の写真中にも確認でき、箇条を示す記号であると思われる）

と庶民の生活に密接に関係する令が記されていることからわかる。ちなみに、「月令詔條」の各条項は、上下二段の体裁をとつて記されており、上段が『呂氏春秋』や『淮南子』などの古典に見られる条項<sup>(3)</sup>、下段がその解釈を示したものである。

では、このような性格を持つ「月令詔條」はどのようにして定められたのであろうか。王莽傳（卷九九）元始四年の条には、

徵天下通一藝、教授十一人以上、及有逸禮・古書・毛詩・周官・爾雅・天文・圖讖・鐘律・月令・兵法・史篇文字、通知其意者、皆詣公車。網羅天下異能之士、至者前後千數、皆令記說廷中、將令正乖繆、壹異說云。

とある。これは元始四年に、王莽によってなされた政策に関して述べられた記事であり、このとき、全国の一芸に通じたものを朝廷に召して、異同の多かった当時の經典等の解釈を統一化しようとしたことがわかる。そこに「月令」と見えることから、この時、「月令」解釈の統一化がなされたと考えられる。「月令詔條」が元始五年の公布であることから、それがこの前年における「月令」解釈の統一化を承けてなされたことが窺えるのである。

以上のような経緯を経て、「月令詔條」は公布されたのであるが、では、その中で義和どのような官として記述されているのであろうか。次にその点について考察してみよう。

「月令詔條」は次のような太皇太后の詔（「月令詔條」、1〜4行目）より始まる。

太皇太后詔曰、往者陰陽不調、風雨不時。降農自安、不董作勞。是以數被留害、惻然傷之。惟聖帝明王靡不躬天之曆數、信執厥中、欽順陰陽、敬授民時、力勸農種、以豐年穀、蓋重百姓之命也。故建義和立四子、定四時以成歲、

致意也。其宜每歲分行所部各郡。

ここでは「月令詔條」公布の理由とともに義和設置の理由が太皇太后の詔書の形をとって述べられている。すなわち、陰陽の不和による風水害の発生、農民の墮落による耕作量の減少等による災害の頻発という問題がそれである。そして義和はこれらの問題に対応するために古の聖君主の採った方策に倣って設置され、また、「月令詔條」が制定されたものであることを述べる。このように、前漢末における義和の新設は、「四時を司る」ことによつて教化政策を行うというその持つ本来の性格と密接に関係していたことがこの太皇太后の詔書より窺える。このような「四時を司る」という役割は序節でもすでに述べた所であり、『尚書』に語られる「義・和」の時代より広く認知されてきた役割でもある。しかし、前漢末の義和は右のような役割の他にも、一定の役割を担っていたと考えられる。その第一の役割は、王莽の上奏文中（「月令詔條」、88～90行目）に見出すことができる。

今義和中叔之官初置、監御史・州牧・閭士……大農・農部丞、修職□復重。臣謹□□義和四子所部京師・郡國・州縣、至……歲竟行所不到者、文對奉行……牒□。臣昧死請。

この王莽の上奏文は、文字の欠落があり、はつきりとした意味を取ることが難しいが、『敦煌懸泉月令詔條』の注釈<sup>5)</sup>も踏まえながら解釈すると、およそ次のようになるであろう。「今（元始元年になつて）義和の官が初めて置かれ、監御史や州牧らの監察官の職務は重い。臣王莽が謹んで（考えるに）、義和と四子の管轄している地域の京師や郡・国・州・県（の監察官）は「月令詔條」の執行に従事し、一年たつても彼らの巡行することのできない地域においては文章でもつてその執行状況を報告するようにせよ。臣昧死して請う」と。「義和中叔之官」と「監御史」以下の諸官とがどのような関係にあつたのかは、この史料からは確定することは難しい。むしろ注目すべきは、「義和四子所部京師」というような記述、すなわち、義和と四子が漢帝国の領域を「部」しているとする記述が現れることである。この場合の「部」するとは管轄するの意であろう。このことは『尚書』の時代における「義・和」の職掌と合致するものである。

「使者和中所督察詔書四時月令五十條」という「月令詔條」の標題を見てみると、首都長安の西方にある敦煌懸泉置を「督察」する任に「使者和中」があたっていたことを示している。こうしたことは、前漢末の義和四子も『尚書』の時代における「義・和」と同様に四方の地域の統治を管轄していたとする私見が当を得たものであることを示している。とされよう。この際、義和が「監御史」らの監察官を通じて各地の督察を行い、地方の統治を行っていることは、前漢末の特色として注目すべきである。

以上の考察より、前漢末の義和には、各地域を「部」し、「監御史」や「州牧」などの監察官を派遣することを通じて、地方行政を「督察」するような役割を担っていたことが明らかとなった。

次に見出すことのできる義和の役割は、中二千石への詔書の下達という点である。「月令詔條」(92～99行目)に、

太皇太后制曰、可。

……□□□安漢公宰衡太傅大司馬莽……

五月……大司徒宮大司空豐……大師、承書從事下當用者如詔書致言。

五月辛巳、義和丞通、下中二千石・二千石下郡太守・諸侯相……從事下當用者、如詔書。書到言。兼掾惲□……

八月戊辰、敦煌長史護行太守事……護下部都尉、勸□□……隆文學史崇□□崇□縣、承書從事下當用者□□……顯見處、

如詔書、使者書、書到言。

とある。文字の欠落により、一部不明な個所が存在するが、ここに見える詔書下達の経路を簡単に示すと、次のようになる。

(不明、大司馬王莽?) ↓ 大師 (四輔・三公?)

義和丞 ↓ 中二千石 ↓ 郡太守諸侯相 ↓ 部都尉 ↓ 縣

この際、前漢中期武帝時代のものである『史記』卷六〇 三王世家の記事に、

前漢末における義和の設置について (吉野)

四月癸卯、御史大夫湯下丞相、丞相下中二千石、二千石下郡太守諸侯相、丞書從事、下當用者如律令。

とあり、御史大夫より丞相を経て中二千石に詔書が下されている事例の存在することは重要である。また、発掘史料である前漢中期の「元康五（前61）年の詔書冊」が大庭脩氏によって復元されているが、それによると、当時の詔書下達は、次のようであったことが明かにされている。

御史大夫↓丞相↓車騎將軍・將軍・中二千石・二千石・郡太守・諸侯相↓農部都尉・少府・縣官↓侯城尉↓候長

つまり、三王世家の場合と同じく「元康五年の詔書冊」でも詔書起草を司る御史大夫から、百官を統べる丞相を経て、中二千石に詔書が下達されているわけであるが、この前漢中期においては、中二千石に対し詔書を下達していたのは官僚のトップである丞相であったことがわかる。一方、「月令詔條」では上位からの下達は不明であるが、羲和の次官と見られる羲和丞が中二千石に詔書を下達している。「月令詔條」中の羲和丞の名称については、『漢書』ではその名を見出すことはできないが、元始元年の羲和新設の記事に「置羲和官、秩二千石。外史・閭師、秩六百石」とみえる「外史」がそれではないかと考えられる。なぜなら、外史は、『周禮』第三春官宗伯に、

外史、掌書外令、掌四方之志、掌三皇五帝之書、掌達書名于四方。若以書使于四方、則書其令。

とあるように、四方に対して命令を傳達させることを役割としていた官であるからである。

つまり、「月令詔條」の施行にあたって羲和が大きな役割を担っていたこと、その下達の結節点に羲和の副官と考えられる羲和丞が現れることなどから合わせ考えると、羲和が中二千石に詔書を下達する位置にあつたことが想定されるのである。ただ、平帝紀にもあるように、羲和の秩石は二千石であり、前漢代の文書行政の例（すなわち秩石の高さと下達経路がほぼ一致する例）に照らし合わせると、この事例はそれを踏まえていない点で、やや奇異な感じがする。この点はどのように考えるべきであろうか。

律曆志（卷二〇）には、

數者、一・十・百・千・萬也。所以算數事物、順性命之理也。（中略）本起黃鐘之數、始於一而三之、三三積之、



歷十二辰之數、十有七萬七千一百四十七而五數備。(中略)夫推曆生律制器、規圓矩方、權重衡平、準繩嘉量、深  
蹟索隱、鉤深致遠、莫不用焉。(中略)職在太史、義和掌之。聲者、宮・商・角・徵・羽也。(中略)五聲之本、  
生於黃鐘之律。(中略)職在大樂、太常掌之。度者、分・寸・尺・丈・引也、所以度長短也。本起黃鐘之長。(中  
略)職在內官、廷尉掌之。量者、龠・合・升・斗・斛也、所以量多少也。本起於黃鐘之龠。(中略)職在太倉、大  
司農掌之。衡權者、衡、平也、權、重也、衡所以任權而均物平輕重也。(中略)本起於黃鐘之重。(中略)職在大  
行、鴻臚掌之。

とある。先に、元始四年、學術上の異同を統一しようとする王莽によつて各種の知識を持った学者達が中央に招集され  
たことを指摘した。そこには「徵天下通一藝、教授十一人以上、及有逸禮：鐘律・月令：通知其意者、皆詣公車」とあ  
り、「月令」とならんで「鐘律」の記載が見える。この点を踏まえると、この律曆志の記事は、元始年間に王莽によつ  
て招集された儒学者たちと劉歆とによる會議の結果、導き出された理解が示されているといえるであろう<sup>(10)</sup>。すなわ  
ち、律曆志には議を経た後の「數・聲・度・量・衡權」というシンボルの解説とともに、「數||義和」「聲||太常」「度  
||廷尉」「量||大司農」「衡權||大鴻臚」というような、そのシンボルがどの官に配当されるのかの認識が示されてい  
るのである。またここでは、「聲・度・量・衡權」の基準となる「數」が最上位に置かれ、「度・量・衡權」を構成す  
る基本単位となる「黃鐘」を有す「聲」がその次に位置付けられているという序列が見出せる。つまり、「數」↓「聲」  
↓「度・量・衡權」という序列で記述がなされているのである。これを配当される官でみると、「義和」↓「太常」↓  
「廷尉・大司農・大鴻臚」という官制の序列が現れてくるのである。  
では、現実の官序はどのようになっていたのであるのか。義和は取りあえず除いておくものとして、その他の「太常  
・廷尉・大司農・大鴻臚」の秩石についてみてみると、これらはいずれも中二千石である。周知のようにこれらの官は  
後に九卿と称されるようになるのであるが、その内部には宗廟禮儀を司る「太常」を筆頭とする官序が存在していた<sup>(11)</sup>。  
「廷尉」ら三官の上に「太常」を配する律曆志の序列は、この現実の官序を反映していたとすることができよう。

以上の考察を踏まえると、このとき儒学者たちによって示された、中二千石の上に義和を置くという序列は、当時における義和の重要性を理念的に現わしたものである。また、太常を筆頭とするような中二千石内部における序列を踏まえていること、及び本稿の今までの考察において指摘してきた義和の役割をも合わせ考えると、このことが単に理念に留まらない、現実的背景を持つていた事柄であることが明らかになるであろう。そしてそれはまた、右の「月令詔條」の下達経路で示された中二千石に義和が詔書を下すという在り方と合致する動きであることにも注意せねばならないのである。

以上、「月令詔條」中の義和の役割について考察することにより、①四時月令を執行することを司る、②四方の監察を統轄する、③中二千石に詔書を下達する等の役割が前漢末の義和に存在していたことを明らかにした。『漢書』に見える「教化を班つ」という職掌は、具体的にはこうした内容を持つものであったと考えられるが、ではこうした義和王莽の改革とはどのように関連していたのであろうか。次節では、その中で特に義和が密接に関係して現れる明堂改革との関連について私見を述べることにする。

## 二 前漢末における義和劉歆の動向と明堂改革

本節では、当該時期に義和に就官していた劉歆の事跡と王莽改革の中で重要な位置を占める明堂改革との関連、及びその歴史的意義について考察する。

序説で述べたように、従来、劉歆についての研究は、王莽の政権運営において、いかに彼の学説が利用されたかという点に集中してなされてきた。しかし、劉歆が前漢末に就いていたとされる義和が、前節で明らかにしたような重要な役割を担っていたことを考えるならば、従来の研究は事柄の実相を未だ十分には解明していないのではないかという感を強くするのである。そこで前節で明らかにした義和の役割を踏まえて、『漢書』中に現れる劉歆の動向は再検討され

る必要があると思われる。

『漢書』において劉歆が義和に就いていたと初めて確定できるのは、元始五年における明堂改革の記事である。すなわち、平帝紀（卷一二）元始五（後5）年の条に、

義和劉歆等四人使治明堂・辟雍、令漢與文王靈臺・周公作洛同符。太僕王憚等八人行風俗、宣明德化、萬國齊同。皆封爲列侯。

とあるのがそれである。これは王莽傳（卷九九）元始五年の条でも、

風俗使者八人還、言天下風俗齊同、詐爲郡國造歌謠、頌功德、凡三萬言。莽奏定著令。又奏爲市無二賈、官無獄訟、有無盜賊、野無飢民、道不拾遺、男女異路之制、犯者象刑。劉歆・陳崇等十二人皆以治明堂、宣教化、封爲列侯。とあり、さらに、楚元王傳（卷三六）においても、

會哀帝崩、王莽持政。莽少與歆爲黃門郎、重之、白太后。太后留歆爲右曹太中大夫。遷中壘校尉・義和・京兆尹、使治明堂辟雍、封紅休侯。典儒林史卜之官、考定律曆、著三統曆譜。

とほぼ同様の記述がなされている。すなわち、初めて劉歆が義和として現れる史料は、共通して明堂を「治」したことによる封爵の記事である。これは義和であるということと、明堂を「治」すということが密接に関わり合うものであったことを想定せしめる。

では、義和は具体的に明堂改革とどのように関連していたのであろうか。まず明らかにしておきたいのは、義和劉歆の行った、この明堂を「治」すという行為が具体的に一体何を指していたのかという点についてである。右にも示したように、当該時期の明堂改革と劉歆との関わりについて述べた記載では、例外なく明堂を「治」するという表現が用いられている。一方、同じ平帝紀・王莽傳の記載ではあるが、王莽の上奏文といった劉歆の名が現れない記載（共に元始四年のもの）では、「治」という用法が用いられることはなく、「起」や「立」という用法が用いられている<sup>15</sup>。「起」や「立」などは、文字通り「建てて」という意味が強かったと思われるが、このことから「治」という行為は、「建て

る」という行為とは異なる行為であったことが窺える。

また、平帝紀・王莽傳（元始五年の条）両方の記載によると、明堂を「治」した義和劉歆ら四名の人物は、各地の風俗を視察し、「徳化」を宣明した太僕王惲らと一組に封爵されている。さらに、王莽傳には、劉歆ら十二名（明堂の四名十風俗視察の八名）は明堂を「治」し、教化を宣べたとする。「治明堂」と「行風俗」、それによる「宣教化」とを別個の功績として、それぞれ対象者（すなわち、劉歆らと王惲ら）が異なっていたと理解することも可能ではあるが、それでも「教化を班つ」という役割を担う義和が王惲らの「宣教化」にも関与し、それらが明堂の「治」の具体的内容に含まれていたことは十分考えられるであろう。

では、これらの「教化を班つ」や「教化を宣ぶ」とは具体的にどのような政策を指すのであろうか。先に述べたように、「月令詔條」は元始五年に發布された「法」であり、この明堂改革とも時期的に重なるところが有るのであるが、そのことから義和劉歆の行った明堂の「治」は、この「月令詔條」の發布と関連するところが大きかったと考えられる。次にこの点について考察したい。

序説でも述べたように、「月令詔條」は四時全体を司る「義和臣秀」と、各季節を司る「義中臣充」「義叔臣誦」「和中臣普」「和叔臣晏」らによって執行の責任が負われる法であった。ここで現れるの「義和臣秀」とは、楚元王傳（卷三六）の應劭注に、

河圖赤伏符云、劉秀發兵捕不道、四夷雲集龍鬪野。四七之際火爲主。故改名、幾以趣也。

とあることから、圖讖によって名を改めた劉歆本人であることがわかる。このことから劉歆が「月令詔條」の發布に関与したことは確認できるが、それではその他の四名は一体どのような人物なのであろうか。『敦煌懸泉月令詔條』では『修補本（一次史料に補修を行ったのみの二次史料）』の解釈を用いて釈文を掲載し、右のような四名の人物を四子に充てるが、考証の中で『修補本』の理解に疑問を呈し別の人物を指摘する。すなわち、「義中」には「孔永」を、「義叔」には「孫遷」を、「和中」には「平晏」を、「和叔」には「邊普」という人物比定である。筆者も、『敦煌懸泉月令

詔條』のこの指摘に従うものである。いま、その理由について述べておくと、孔永・孫遷・平晏らは外戚恩澤表（巻一八）に、

防郷侯平晏。以長樂少府與劉歆・孔永・孫遷四人、使治明堂辟雍、得萬國驩心功侯。各千戶。

とあるように、彼らが羲和劉歆とともに、明堂の「治」に深く関与していたこと、また遼普は、外戚恩澤表（巻一八）に、

蒙郷侯遼普。以騎都尉與王惲同功侯。

とあるように、王惲とともに風俗を觀察し、教化を宣べたことによつて封爵を受けた人物であつたことなどが挙げられる。

加えて、『敦煌懸泉月令詔條』では否定的に捉えられている<sup>⑩</sup>が、文書の下達において「兼掾惲」という人物の名が見出せる。彼は「行風俗、宣明德化」を行つた八人の一人として平帝紀や外戚恩澤表に名の挙がっている王惲ではないかと想定される。確かに王惲は『敦煌懸泉月令詔條』でも指摘するように、当中二千石の一つであつた「太僕」に就官しており、羲和の属下の官である「兼掾」とするには地位の高い人物である。しかし、前節でも示したように、文書の伝達が羲和丞より太僕を含む中二千石になされていることを鑑みると、未だ不明瞭ではあるが、当時の官制が前漢代のそれとは異なる方向性を持つて変化しつつあつた可能性も否定できない。そこから「兼掾惲」は太僕の王惲であつた可能性があると考えるのである。

以上の考察により、『漢書』の中で明堂を「治」し、風俗を觀察したとされた人士によつて「月令詔條」の発布が担われていたことが指摘されよう。このことは、明堂改革、風俗觀察（宣明德化）、「月令詔條」の発布がそれぞれ別個のものとして存在していたのではなく、一つの流れのなかで相互補完しつつ実施されていたことを示していると考えられよう。そして、羲和はその中で中心的な役割を担っていたと考えられるのである。そのことは、前節に明らかにしたような羲和の役割が明堂を「治」す行為と不可分のものであつたことを意味するであろう。すなわち、明堂を「治」すとは、

儒教的理念に基づく教化政策を実行すること、具体的には「四時を司り」、監察官を通じて四方（地方）の統御に関与し、詔書の下達においては中二千石の上位に位置し、その上で「月令詔條」を發布する等の事柄と密接に関わり合い、それらを象徴的に示す事柄であったとされるであろう。では、このような想定は、当該時期における明堂観に合致するものであろうか。次にこの点について考えてみる。

前漢末王莽期の明堂制については、それが後の時代にも影響を及ぼす重要な改革であるために、これまでに多くの考究がなされてきた。藤川正數氏は、当該時期の明堂制と前漢中期武帝期の明堂制とを比較して、王莽期の「明堂は、礼教の堂」であったと指摘し、それは古の聖人である周公旦の事跡に則るものであるとしている<sup>11)</sup>。さらに、周公が「周公居攝（中略）宗祀文王於明堂、以配上帝」（『孝經』聖治章）と明堂に太祖である文王を祭り、上帝に配したことから、「明堂には太祖の廟を奉祀すべきものと、王莽が考えていた」とし、それは、「莽が居攝中の自らの立場を、周公になぞらえようと」するためであったとしている。この王莽が自らを周公に準えるために明堂を建設したとする藤川氏の見解は、現在、研究者の間でほぼ定説となっている観があり、王莽期の明堂は太祖（始祖）を祭る廟であったとされている<sup>12)</sup>。筆者もそれらの見解に基本的に賛同するものであるが、本節で明らかにしてきた「月令詔條」との関わりを考慮すると、当該時期の明堂には、これ以外にも付与されていた性格が存在するのではないかと思われる。

平帝紀における王莽の明堂建設に関する奏議に付された應劭の注に、

明堂所以正四時、出教化。明堂上園下方、八窗四達、布政之宮、在國之陽。上八窗法八風、下四達法四時、九室法九州、十二重法十二月、三十六戸法三十六旬、七十二牖法七十二候。孝經曰、宗祀文王於明堂、以配上帝。上帝謂五時帝太昊之屬。黃帝曰合宮、有虞曰總章、殷曰陽館、周曰明堂。辟雍者、象璧園、雍之以水、象教化流行。

とあり、明堂には「四時を正し、教化を出す」という性格があったことを指摘している。この明堂の「四時を正し、教化を出す」という性格、また、「四達」が「四時」を象徴し「十二重」が「十二時」を象徴し「九室」が「九州」を象徴するというような明堂の建築構造に時間的地理的空間を象徴させていた点から見ても、明堂と本稿で明らかにしてき

たような義和の担っていた役割とは、重なり合うものがあつたといえよう。

もちろん、このような「四時を正し、教化を出す」というような明堂の性格は、従来述べられてきた明堂を太祖廟とする見解と齟齬するものではない。後漢末の学者蔡邕の著した論文の中に、「明堂月令論」と題されたものがある。これは文字通り明堂と月令に関してなされた論文なのだが、それは、

明堂者天子太廟、所以崇禮其祖、以配上帝者也。

という指摘から始まっている。すなわち、従来示されているような明堂を皇帝の太祖廟として、太祖を上帝に配祀するための施設とする指摘がなされているのである。これは、王莽の参考とした『孝經』に基づく明堂觀と一致する。このことは、月令や教化政策を実施する場としての明堂と太祖廟としての明堂とが後漢末においては矛盾無く結びついていたことを想定させるが、では、実際に月令と宗廟とはどのような論理で結びつくのであろうか。「明堂月令論」を続けていく。

月令篇名曰、因天時、制人事。天子發號施令、祀神受職、每月異禮。故謂之月令。所以順陰陽、奉四時、効氣物、行王政也。成法具備、各從時月、藏之明堂。所以示承祖考神明、明不敢泄瀆之義。故以明堂冠月令。

すなわち、月令を用いる所以は、陰陽に従い、四時を奉り、万物を生じさせ、王者の政を行うためであるが、月令に従って制定された法は祖先や神々に示し、「泄瀆」しないことを明言するために明堂に保管されたことるのである。明堂において月令を祖先等に示すのは、そのことによつて自らの行動を祖先等によつて承認されることを得るためであつたと考えられる。祖先の靈驗によつて支配の正当性を主張するという行為は、周知のように古代中国では広く行われる行為であつた<sup>16)</sup>。明堂における月令の保管は、そうした支配の正当化に関わるものであると考えて大過ないであろう。

以上の考察を踏まえると、前漢末王莽期の明堂は、①太祖の廟、②王莽が周公旦の再来としての姿勢を示すための象徴、③義和劉歆の治政の場合の性格を有していたことがわかる。ただし、周公旦の再来と自認する王莽が、なぜ自ら明堂を「治」せず義和劉歆に任せただのか、そもそも前漢末の明堂に祭られる太祖とは一体誰を指しているのかという問

題が未だ残っている。永井弥人氏は、「王莽が始祖廟としての性格を有する明堂を建てたのは、取りも直さず、前漢の帝国統合の象徴たる高祖廟の權威を弱め、相對化せんが爲めであつた」として、当該時期の明堂は王莽の太祖を祭るために建設されたとした<sup>(17)</sup>。しかし、この永井氏の指摘は、なぜ治者として劉歆があつたのか、また、衰退したとはいえ、未だ前漢王朝が存続している最中に、果たして王莽が明堂を自らの始祖廟となしえたのか等の点において問題がある<sup>(18)</sup>。故に、ここでは太祖とは漢の高祖を指していると理解して論を進める。

前漢末、周公旦の再来を自認する王莽は、周公旦の治世にあやかり自身の理念を実現するために、明堂の建設を上奏し、これを太祖の廟となすことを求めた。この太祖とは前漢の高祖を指していると考えられる。当然、異姓の臣である王莽には自らこれを祭ることは不可能であつた。それ故に、儒學者としても著名であつた劉歆が、前漢の皇室の一員であることも与つてこの任にあつたのではないかと思われる。明堂は、太祖廟であると同時に「四時を正し、教化を出す」というような治政を行う場としての性格を有していたことから、それを「治」していた羲和には自ずと「四時を司り、教化を班つ」という執政の官としての性格が付与されるようになった。このように、前漢末の段階では王莽は明堂の運営に直接関与することはなかつたと思われるが、彼には自身の理想とする儒教的改革の実施と禪讓革命に基づく新王朝の樹立がその視野の中に入つていたと考えられる。彼は始建國元(後9)年即真すると、「四代古宗、宗祀于明堂、以皇始祖考虞帝。」(王莽傳)というように帝舜を自身の始祖として明堂に祭つたが、このような明堂を始祖廟として利用しようとする意図は、表面には現れないものの、前漢末の王莽の心の中に存在していたと考えられよう。前漢末の明堂は、新王朝における明堂を想定して建てられた、いわば過渡的な存在であつたが、羲和はそうした王莽のプランを実行するものとして重要な役割を担つていたと考えられるのである。

## 結語



本稿では、以下の諸点を明らかにした。

一、前漢末に新設された義和は、これまで史料の不足もあって十分な検討がなされてこなかったが、「月令詔條」の公布されていた元始五年には、堯代の「義・和」と同じく「四時を司る」という役割を担っていた。

二、同じく、義和は、監御史や州牧などの監察官を通じて地方の統御に関与していた。それは四方に分居していた、上古における「義・和」の役割にも通じるものがあつた。

三、詔書の下達経路において、義和は当時の中央官庁における大臣クラスである中二千石の上位に位置し、文書行政の起点にあつた。これは律曆志に見出せる、儒家の官制概念とも一致するものである。

四、前漢末の明堂は、天命を受けた天子がそこで「四時を司る」という儀礼を行う場であり、義和・「月令詔條」・明堂改革は相互に緊密に関連していたと考えられる。

以上、逐条的に前漢末における義和の担っていた役割について述べたが、論の展開上、触れることを避けてきたが、未だ論ずべき問題が残されている。それは元始五年に義和が新設されたにも関わらず、その後元始五年に劉歆が義和として現れるまで、その間、彼を含めて、その就官者の事例をみないということである。この点は本稿の主旨とも関わるので最後にこの点について私見を述べておくこととする。

元始五年以前において義和の就官者が現れない理由としては、まず史料上の問題、すなわち義和の就官者に関する史料が『漢書』編纂の過程で欠落してしまったという可能性が指摘できよう。しかし、ここでは後に付印予定の三公制との関わりを取り扱った拙稿との関連で<sup>19)</sup>、もう一つの可能性を指摘したい。

それは、元始五年以前においては、義和の就官者が現実には存在しなかったのではないか、ということである。錢穆氏は元始元年二月に義和が新設されたとする平帝紀、および前漢末における劉歆の動向を記した楚元王傳の記述をもとに、元始元年の義和新設を以て劉歆の就官と指摘する<sup>20)</sup>。しかし、右の史料を検討してみると、平帝紀はあくまでも元始元年二月に義和が新設されたものを示したものに過ぎず劉歆が就官したことを示すものではなく、楚元王傳はいつの

段階に劉歆が義和に就官したのかについては述べていない。つまり、これらの史料から、元始元年に劉歆が義和に就官したとする錢穆氏の説は問題を孕んでいることになるのである。では、劉歆はいつの段階で義和に就官したのであろうか。実は、元始元年以降の史料において、劉歆は楚元王傳にて義和就官以前の官に就官した形で現れるのである。それは元始三年から翌四年にかけて行われた平帝の納后に関する史料であるが、外戚傳（卷九七）に、

遣長樂少府夏侯藩・宗正劉宏・少府宗伯鳳・尚書令平晏納采。大師光・大司徒馬宮・大司空甄豐・左將軍孫建・執金吾尹賞・行太常事太中大夫劉歆及太卜・太史令以下四十九人賜皮弁素績、以禮雜卜筮、太牢祠宗廟、待吉月日。

明年春、遣大司徒宮・大司空豐・左將軍建・右將軍甄邯・光祿大夫歆奉乘輿法駕、迎皇后於安漢公第。宮・豐・歆授皇后璽紱、登車稱警蹕、便時上林延壽門、入未央宮前殿。羣臣就位行禮、大赦天下。

とあるのがそれである。ここで劉歆の官としてまず現れる「太中大夫」とは、楚元王傳に現れる「右曹太中大夫」と同じものであると考えられる。すなわち、この段階では劉歆は義和に就官する以前の官に就いているのである。また、この史料を見てみると翌四年の段階を現すものとして、「光祿大夫歆」という楚元王傳に見出せない官に就いていた劉歆の名が現れる。彼が光祿大夫に就官していたことは、平帝紀元始三年の納后の史料に、

三年春、詔有司爲皇帝納采安漢公女。語在莽傳。又詔光祿大夫劉歆等雜定婚禮。四輔・公卿・大夫・博士・郎・吏家屬皆以禮娶、親迎立輶併馬。

とあることから確かめられる。つまり、劉歆は太中大夫より義和へと遷る間に、光祿大夫に就官しており、それは遅くとも元始四年の段階まで続いていたことがわかるのである。つまり、元始五年以前、少なくとも四年以前においては劉歆は義和に就官していなかったと考えられるのである。

劉歆以外の就官者が前漢末に見出せない以上、右の考察は当該時期に義和の就官者が存在していなかったということを示唆する。これは同時に、当該時期において義和が重要な役割を果たしたとする本稿の主旨と齟齬を生じる可能性がある。しかし、現実に義和が明堂改革、「月令詔條」発布等の面で重要な役割を演じていたということはまぎれもない

事実である。では、この点はどのように理解すべきであろうか。

元始元年における義和の新設は、儒教の經典に由来する官を前漢代に再現することで政権の正常化を果たそうとする、いわゆる復古主義的な色彩が濃い施策の採用であった。「月令詔條」中に掲載された太皇太后の詔文および王莽の上奏文から想定するに、この新設には王莽の意向が強く反映されていたと考えられる。また、このような動きは、義和新設以外にも見られるものである。例えば、綏和元（前8）年における三公制や州牧制の新設は儒教の理念に基づく官制改革だとされている<sup>(9)</sup>。元始元年から四年の間、義和就官者を見ないということは、史料の散逸がなかったとした場合、この段階においては、義和には明確な活動（さらには就官者）が存在せず、むしろ復古政策によって政権を再生させようとするための象徴的な意味のみが強かったのではないかと想定される。

このような義和の役割に変化が現れるのが元始五年前後の時期である。儒学者でまた王莽の腹心でもある劉歆が就官し、明堂改革運営および「月令詔條」の施行に主導的な役割を担う官へと義和の権力が教化されたのである。さらに、律曆志に記されているような、儒学者たちによる義和の理論的な強化がなされたのもこの時期に当たる。それは、当時の政治的背景と密接に関わるものであった。すなわち、王莽の権力の絶対化である。周知のように、「元始元年以降」、「安漢公・太傅・大司馬」として国政に携わってきたのは王莽であったが、彼は義和の権限の強化がなされたのと同様に、元始四年に、古代の宰相の尊号を併せ備えた「宰衡」という官に就く<sup>(10)</sup>。これは、それまで同格であり、また当時の官制のトップであった三公を「敢言之」と言わせるように、それらを属下に置く官であった。王莽は自身の権力が絶対的なものとなり、復古的な政策による禪讓革命への展望が開けてきたことを以て、先に復古的な官として設置した義和の権限を強化し、復古的政策による奪権の象徴としたのではないだろうか。おそらく、そのような意図は、元始元年の新設当初より陰に存在していたのではないかと筆者は考える。

もちろん、このような王莽の奪権闘争は、彼の改革がどのような思想に基づいて行われていたのか、またそれを許した前漢末がどのような時代であったのか等のことを明らかにせず、ただ義和一官のみを以て十全に解明されるとは思え

ない。当時の宰相制度の改革を含めた「改革」全般の中に義和を位置づけることで得ることが必要であろうと考えているが、こうした点の解明は後論の課題となる。

## 註

(1) 康有爲『新學偽經考』（中華書局本、一九五六）では、王莽が自らの野心を学術で粉飾して成就させるために、儒学者として著名であった劉歆を利用し、また劉歆は自身の学説（古文学、偽經）を公の学問とする自らの野心のために王莽を利用したとする。劉歆が經典を偽作したか否かについては、問題が残るが、学者として、劉歆が王莽の野心を支えたとするのはほぼ定説となった感がある。

(2) 「使者和中所督察詔書四時月令五十條（月令詔條）」は、一九九〇年一〇月より一九九二年一二月にかけて行われた、甘肅省文物考古研究所による、甘肅省敦煌縣懸泉置遺跡の発掘により発見された壁上に書かれた墨書である。発見時は壊れて土の欠片であったが、再現時、その大きさは、横222cm×縦48cmであり、その中には101行からなる「月令詔條」が記されていた。「月令詔條」に対する報告は主に、『文物』（二〇〇〇年第五期）の「甘肅敦煌漢代懸泉置遺址發掘簡報」「敦煌懸泉漢簡内容概述」「敦煌懸泉置漢簡釋文選」、胡平生・張德芳編選『敦煌懸泉置漢簡釋粹』（上海古籍出版社、二〇〇一年八月）、および本稿で参考とした中國文物研究所・甘肅省文物考古研究所編『敦煌懸泉月令詔條』（中華書局、二〇〇一年八月）がある。

(3) 周知のように、これらの書物に残された月令は、天子とその周辺の起居に關してなされたものであり、「月令詔條」のように、一般庶民にまで影響を与える性格のものではなかった。これは、当該時期に学術的な理念が政策に一定程度の影響を及ぼし、民衆の生活の規範が統一化されたことを示す史料であると思われる。しかし、様々な地理的条件を持つ前漢末の領域内を、一つの月令で纏め上げることは不可能であり、事実、この「法」は多くの違反者と批判者を生み出すにいたった。

(4) 前漢代には、堯代の「羲・和」を故事として、四時の調和を説いた例がいくらか現れる。例えば、成帝紀（卷一〇）陽朔二年

(前23)の条に、

春、寒。詔書曰、昔在帝堯立羲・和之官。命以四時之事、令不失其序。故書云、黎民於蕃時雍。明以陰陽爲本也。今公卿大夫或不信陰陽、薄而小之、所奏請多違時政。傳以不知、周行天下、而欲望陰陽和調、豈不謬哉。其務順四時月令。とあり、また魏相傳(卷七四)中の魏相の上奏文に、

明王謹於尊天、慎于養人、故立羲和之官以乘四時、節授民事。

とある。これらのことは、当時、「羲・和」という名称が、「四時を司る」ということを述べるための言説となっていたことを示すものである。

(5) 『敦煌懸泉月令詔條』中に収録された注釈によれば、『歲竟行所不到者』一歳結束而督察使者未能巡行到達之處』と解釈しているが、筆者もそれに従う。

(6) 「月令詔條」本文中に見える「監御史」「州牧」の所屬については、近年、王勇華「前漢刺史の所屬について」(『史學雜誌』一九九〇年)によって考察されている。すなわち、「州牧(刺史)」は丞相司直に直屬するが、監察面において御史中丞に監督を受けたとした。仮に、「月令詔條」の發布された前漢末において、羲和が「監御史」「州牧」らの監督を行う立場であるとすれば、王氏の指摘する時期の所屬体制とは異なる形で監察官が存在していたことが推測される。

(7) 山田勝芳「前漢末三公制の形成と新出漢簡——王莽代政治史の一前提——」(『集刊東洋学』第六八号、一九九二年)に、「中央官の権限をこうした使者の重用によって牽制し、絶えずその行政を全国的にチェックすることで王莽の意向に従うことを余儀なくさせていった」として王莽政治における使者の存在の重要性を指摘した。「月令詔條」の記載より、使者が羲和や四子によって取り仕切られていたことがわかった。

(8) 大庭脩「居延出土の詔書冊」(『秦漢法制史の研究』第三篇第二章、創文社、一九八二年)より「元康五年詔書冊」。

御史大夫吉昧死言丞相上大夫昌書言大史丞定言元康五年五月二日壬子夏至宜寢兵大官扞

井更水火進鳴鶴詭移以聞布當用者・臣謹案比原宗御者水衡扞大官御井中二千石二千石令官各扞別火

前漢末における羲和の設置について(吉野)

官先夏至一日以除除取火授中二千石二千石官在長安雲陽者其民皆受以日至易故火庚戌癸亥兵不聽事盡甲寅五日臣請布臣昧死以聞

制曰可

元康五年二月癸丑朔癸亥御史大夫吉下丞相承書從事下當用者如詔書

二月丁卯丞相下車騎將軍將軍中二千石二千石郡太守諸侯相承書從事下當用者如詔書少史慶令史宜王始長

三月丙午張掖長史延行太守事肩水倉湯兼行丞事下屬國農都尉小府縣官承書從事下當用者如詔書／守屬宗助府佐定

閏月丁巳張掖肩水城尉誼以近次兼行都尉事下候城尉承書從事下當用者如詔書／守卒史義

閏月庚申肩水士吏橫以私印行候事下尉候長承書從事下當用者如詔書／令史得

この「元康五年の詔書冊」の内容は、陽の気が一番強くなる夏至には兵事を止め、水火の行事を行うべきことが求められたものであった。四時の時令を定めた、「月令詔條」の精神とも共通するものがあり、それ故に、詔書の下達経路がそれぞれ異なっているのは前漢末における特徴を示していると考えられる。

(9) 一方、もう一つの次官である「閭師」については、『周禮』地官に、

閭師、掌國中及四郊之人民六畜之數、以任其力、以待其政令、以時徵其賦。

とあるように、四方の徴税に関する職務を担っていたと考えられる。この官も、「月令詔條」中に名が確認され、王莽の上奏文中、監御史や州牧らと同列に、「閭士」としてその職務の重要性が指摘されている。

(10) 律曆志(卷二二)の冒頭には、

至元始中王莽秉政、欲耀名譽、徵天下通知鐘律者百餘人、使羲和劉歆等典領條奏。

とあり、この会議が羲和劉歆の主導のもとになされたことがわかる。

(11) 後漢の人、王隆の『漢官解詁』に、

太常社稷郊時、事重職尊。故在九職之首。

とある。

(12) 平帝紀(卷一二)元始四年の条には、

安漢公奏立明堂辟廱。尊孝宣廟爲中宗、孝元廟爲高宗、天子世世獻祭。

とあり、また王莽傳(卷九九)元始四年の条には、

是歲、莽奏起明堂辟廱、爲學者築舍萬區、作市・常滿倉、制度甚盛。

とあり、「立」や「起」という用法が用いられている。

(13) 『敦煌懸泉月令詔條』の注釋では次のように指摘する。「王莽親信中有王憚、元壽二年爲太僕、元始四年與閭遷・陳崇等八人觀

風俗齊同萬國、五年閏五月封爲常鄉侯、後任光祿勳。此處的「兼掾憚」、似爲羲和丞通之掾、應當是級別格低的官吏。與王憚同名、但非一人。」と。

(14) 藤川正數「明堂制について」(『漢代における礼学の研究』第五章、風間書房、一九六八年)。ちなみに、氏は、この中で月令と明堂についても言及するが、それは前漢中期の武帝期のものであつて、王莽期の明堂はそれと異なるとした。

(15) 近年の主な研究として、金子修一「漢代の郊祀と宗廟と明堂及び封禪」(『古代中国と皇帝祭祀』第二部第三章、汲古選書、二〇〇一年)、永井弥人「前漢末期の明堂建設に於ける王莽の意圖」(『日本中國學會報』第四十八集、一九九六年)、藤田忠「王莽の明堂について」(『國士館大學文學部 創設三十周年記念論集』、一九九六年)などがある。ただし、金子氏は、『孝經』の理念に基づいて建設はされたものの、明堂では上帝に祖先を配祀することはなかったとする。また、藤田氏は、明堂に始祖廟としての性格を持つようになったのは始建國元(後9)年以降であり、それ以前は、周公としての立場に自身を準えることに重点がおかれていた、とする。また、王莽期における月令と明堂については、顧頡剛著、小倉芳彦訳『中国古代の学術と政治(原名『秦漢的方士與儒』)中に収録された「祀典の改定と月令の実行」参照。

(16) 金子修一「中国古代の皇帝即位儀礼の場所について」(『古代中国と皇帝祭祀』第二部第六章、汲古選書、二〇〇一年)によると、前漢の皇帝の、宗廟にて即位したり、棺前にて即位する等の事例は、「宗廟を介しての祖靈との結びつきが、皇帝の権威確立にとってそれだけ重要であると観念されていたからであろう。」とする。太祖廟としての明堂に月令を示したのは、ほぼ同様

前漢末における羲和の設置について(吉野)

の論理が存在したためではないかと考える。

(17) 前掲注(15)永井論文参照。

(18) 前掲注(15)藤田論文参照。同時に、藤田氏は漢の祖宗に対する祭祀も行われなかったとする立場をとる。本稿の見解を含めて、この点についてはさらなる研究が必要であると思われる。

(19) 本文中では明確にしなかったが、前漢末に堯の治世の象徴たる義和が置かれたことは、前漢王朝の行く末を暗示するものであった。というのも、前漢中期以降、「漢家堯後説」という説が禅讓思想とともに登場し、前漢王朝が堯の末裔であることを公にすることは、やがて舜の末裔である君子に政権を移譲することを意味していたからである。周知のように、王莽は自身を舜の末裔と任じていた。つまり、前漢末に堯代の象徴たる義和を置いたことは、やがてくる禅讓革命のための王莽の布石であったと考えられるのである。では、王莽は何を以て舜の後裔であることを示したのであろうか。筆者は、それを王莽代における三公九卿体制に求めるものである。後論では、その点について考察を行う。

(20) 錢穆「劉向歆父子年譜」(『燕京學報』第七輯、一九三〇年) 参照。

(21) 前掲注(7)山田論文参照。

(22) 宰衡については、王莽傳(卷九九)元始四年の条に、

宰衡出、從大車前後各十乘、直事尚書郎・侍御史・謁者・中黃門・期門羽林。宰衡常持節、所止、謁者代持之。宰衡掾史秩六百石、三公稱、敢言之。

とあるように、三公さえ従えられる官であったことがわかる。